

総会

配布：一般

2015年7月13日

第69会期

議事日程議題 32

2015年6月19日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/69/L.75 and Add.1)]

69/293. 紛争下の性的暴力根絶のための国際デー

総会は、

2006年12月19日の61/143、2007年12月18日の62/133、2008年12月18日の63/155、2009年12月18日の64/137、2010年12月21日の65/187、2012年12月20日の67/144および2014年12月18日の69/147の総会諸決議並びに女性に対する暴力の根絶に関する従前の全ての総会諸決議を想起し、

女性と平和および安全に関する2000年10月31日の1325(2000)、2008年6月19日の1820(2008)、2009年9月30日の1888(2009)、2009年10月5日の1889(2009)、2010年12月16日の1960(2010)、2013年6月24日の2106(2013)および2013年10月18日の2122(2013)の安全保障理事会諸決議並びに2009年8月4日の1882(2009)、2011年7月12日の1998(2011)、2012年9月19日の2068(2012)および2014年3月7日の2143(2014)の諸決議を含む、子どもと武力紛争に関する全ての関連する安保理諸決議をまた想起し、

文民が、武力紛争により不利に影響を受けた者の圧倒的多数を占めること、女性と女兒が、なかでもテロリストと過激主義者集団による、自尊心を傷つけ、威圧し、恐怖感を植えつけ、散らしそして／または共同体若しくは種族的または宗教的集団の文民構成員を強制的に移転させるための戦争の戦術としてのものを含む、性的暴力の使用の対象とされていること、そしてこのやり方で

実行された性的暴力が、時には、敵対行為の終了後に続いている可能性があることに留意し、また男性や男児もまた紛争下の性的暴力の犠牲者であることを認識し、

武力紛争下および紛争後の状況において、文民に対して犯された全ての性的および他の形態の暴力、なかでも、レイプ、性的奴隷、強制売春、強制妊娠、強制断種または同等の重さの性的暴力の他の形態、を最も強い文言で非難し、

時宜を得た支援を提供することまた性的暴力の生存者に対する保健医療や他の他部門にわたるサービスへのアクセスを増やすことそして彼らの生活復帰や負の烙印をなくすことを促進する重要性を認識し、

あらゆる形態の性的暴力に関して効果的な責任追及および国の裁判制度または、適当な場合には、国際裁判の下でこれらの実行者の責任を問うことによりそのような犯罪の実行者の刑事責任の免除に終止符を打つための取組を強化する重要性を強調し、

紛争解決におけるまた紛争後の移行、再建や平和構築過程における女性の参加に関する武力紛争下の性的暴力の有害な影響を強調し、そして性的暴力のそのような行為を予防しまた対応するための効果的な措置が、国際の平和および安全の維持に対してかなり貢献できることを認識し、

加盟国が、自国領域内そして国際法により規定されているように自国の管轄権の対象となる全ての人々の人権を尊重しまた確保する主要な責任を、負っていることを認識し、

国際連合職員および関連要員による性的搾取および虐待の被害者に対する援助および支援に関する国際連合の包括的な戦略に関する 2007 年 12 月 21 日の総会決議 62/214 そして性的搾取および性的虐待からの保護のための特別措置に関する、2012 年 6 月 21 日の決議 66/264 の第IV節を想起し、国際連合平和維持活動における性的搾取および虐待についての国際連合ゼロ・トレランスの完全実施の必要性を再確認し、また性的暴力の防止における国際連合平和維持派遣部隊の役割を認識し、

あらゆる形態の紛争関連性的暴力を根絶する事務総長および紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表また子どもと武力紛争担当事務総長特別代表の取組、並びに関連する関係者の調整さ

れた対応を促進することにおける紛争下の性的暴力に対する国際連合行動の役割、および性的暴力犯罪に対処することにおいて加盟国を支援する法の支配および紛争下の性的暴力に関する専門家チームの役割を認識し、

国際年の宣言に関する 1998 年 12 月 15 日の 53/199 と 2006 年 12 月 20 日の 61/185 の総会諸決議、そして国際年と記念祭に関する 1980 年 7 月 25 日の経済社会理事会決議 1980/67、特にその実施のための合意された基準についてのその添付文書の第 1 から 10 項、並びに国際デーまたは国際年は、その準備および資金調達のための基本取極がなされる前に宣言されてはならないことを述べている第 13 と 14 項を再確認し、

1. 毎年 6 月 19 日を、紛争下の性的暴力の根絶のための国際デーと宣言することを決定する。

2. 全ての加盟国およびオブザーバー国家、国際連合制度の全ての組織および機関並びに他の国際的なまた地域的な機構、並びに非政府組織と個人を含む市民社会に対し、紛争関連性的暴力に終止符を打ち、世界中の性的暴力の被害者および生存者に敬意を表し、これらの犯罪の根絶のために自らの人生を勇敢にも捧げそして自らの命を落とした全ての者を称える必要性の認識を啓発するために、紛争下の性的暴力の根絶のための国際デーを祝うことを招請する。

3. 本決議の履行から生じる可能性のある全ての活動の経費は、自発的拠出金から賄われるものとすることを強調する。

4. 事務総長に対し、経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書に含まれた規定に注意して、紛争下の性的暴力の根絶のための国際デーの実施を促進しまたその遵守に関して毎年総会に通知し続けることを招請する。

5. 事務総長に対し、全ての加盟国およびオブザーバー国家並びに国際連合システムの組織の注意を本決議に向けさせることを要請する。

第 96 回本会議

2015 年 6 月 19 日